



2022年5月18日

各 位

会社名 味の素株式会社
代表者名 代表執行役社長 藤江 太郎
(コード番号 2802 東証プライム)
問合せ先 執行理事法務・コンプライアンス部長
竹原 修平
(TEL. 03-5250-8111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第144回定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)および「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」(令和3年法務省・経済産業省令第1号)により、上場会社において、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款に定めることで、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段により株主総会に出席する、いわゆるバーチャルオンリー株主総会を開催することが可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、株主の皆様の利益にも照らして場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款第14条に第4項の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、当社は、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、同省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、現行定款の変更を行うものであります。

(3) 議決権の不統一行使事前通知の電子化

不統一行使に関する事前通知をインターネットによって行うことを可能とすべく、現行定款第18条第2項の削除を行うものであります。

2. 変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月23日
定款変更の効力発生予定日	2022年6月23日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 14 条 (招 集)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 株主総会の招集地は、東京都の特別区の存する区域とする。ただし、東京都の特別区の存する区域において招集することが困難と認められるときは、他の地域を招集地とすることができる。</p>	<p>第 14 条 (招 集)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主総会の招集地は、東京都の特別区の存する区域とする。ただし、東京都の特別区の存する区域において招集することが困難と認められるときは、他の地域を招集地とすることができる。なお、<u>次項に基づき、株主総会を場所の定めない株主総会とする場合はこの限りではない。</u></p> <p>(4) <u>当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 16 条 (電子提供措置等)</p> <p>(1) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(2) <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u><u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 18 条 (議決権の代理行使等)</p> <p>(1) <u>株主は、議決権を行使することができる他の株主 1 名に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>会社法第 313 条第 2 項の規定による通知は、書面によりこれを行うものとする。</u></p>	<p>第 18 条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、議決権を行使することができる他の株主 1 名に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出するものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>2022 年 6 月 23 日開催の定時株主総会決議に基づく変更前の定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供) の削除および第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号)</u></p>

	<p><u>附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以上